「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

宮城県　　東　松　島　市

目　次

CONTENTS

2 | 01 | 東松島市の概要

3 | 02 | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4 | 03 | 各機能の具体的な内容

6 | 04 | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7 | 05 | 地域生活支援拠点等における支援の事例
（事例なし）

8 | 06 | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

01 東松島市の概要

- 人口　　40,279人（平成29年11月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月１日現在）
  - ・身体障害者手帳所持者　　1,473人
  - ・療育手帳所持者　　337人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者　　189人
  - ・障害者の高齢化が進行（65歳以上　50.8%）
  - ・精神、療育手帳所持者は微増
  - ・身体手帳所持者は高齢で亡くなる人がいるため減少傾向
  - ・精神通院医療者が増加
- 東松島市の位置

02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 国の指針を受け、地域自立支援協議会の中に、「障害者総合支援協議会（地域生活支援拠点等の整備事業プロジェクト）」を設置し検討を開始
- 検討の結果、５つの機能のうち「緊急時の受け入れ」を喫緊の課題として位置づけ、取り組むこととなった

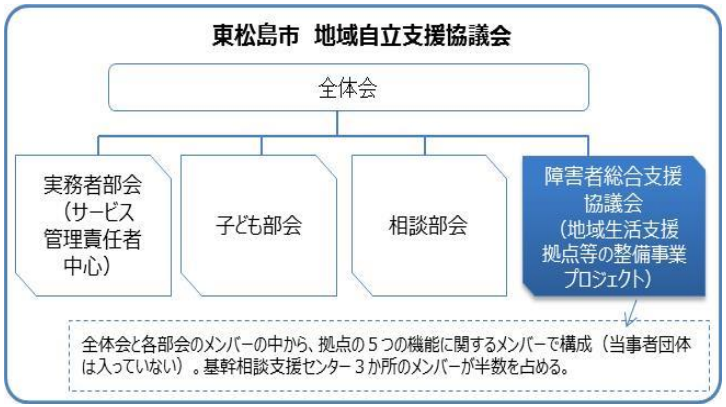

整備類型

面的整備型
（３か所の基幹相談支援センターを中心とした面的整備）

概要

- 主に、市内全域を対象とする３か所の基幹相談支援センターが身近な相談場所となり、コーディネーターの役割も担う
- 仮設住宅入居者の住み替えのためのグループホームと緊急時の受け入れ場所（緊急保護室）を備えた建物を、地域生活支援拠点等施設の一部を担う役割として建設
- 地域生活支援拠点等施設に、グループホームと緊急時の受け入れ場所を備える
- 各事業所が緊急時の判断と対応をスムーズに行えるよう、市独自のマニュアル書を作成中

03 各機能の具体的な内容

相談

- 市内に３か所の基幹相談支援センターがあり、相談はまずここを通すこととしており、基幹相談支援センター＝コーディネーターという位置づけとしている
- ３か所の基幹相談支援センターはエリア別には分けず、利用者が選択できるようにしている
- 夜間休日は基幹相談支援センターの職員がそれぞれ携帯電話で対応
- 行政は、夜間や休日も含めた虐待防止センターへの第一報について、保健センターの保健師が基幹相談支援センターと共に対応する他、緊急保護室の利用調整を行うなどのバックアップを行う
- また、保健師や精神保健福祉士による潜在ニーズの掘り起しに伴い、精神の通院医療対象者への対応強化が求められている

緊急時の受け入れ

- 通常利用している施設で受け入れをしてもらうようにしているが、空きがない場合は最終手段として緊急保護室（２床）を確保
- 緊急保護室は短期入所の指定は受けていない
- 緊急保護室の利用対象は３障害手帳取得者と精神通院医療者すべてを対象とし、事前登録制は取っていない
- 緊急時対応の平準化に向けてマニュアル書を整備中
- 重度障害者、医療的ケアへの対応は県と連携
- 強度行動障害、自閉症への対応が課題

体験の機会、場	• 市内のグループホームでは入居前に体験宿泊を実施している
専門的人材の確保・養成	• 地域自立支援協議会の相談支援部会で、市の保健師も参加しての事例検討会を行って、相談支援事業所のスキルアップを図る • 医療的ケアの人財育成が課題
地域の体制づくり	• 市民協働の地域づくりについて検討中
その他	「－」

04 地域生活支援拠点等のイメージ図

- ３か所の基幹相談支援センターを中心とした面的整備
- 既存の施設や事業所等が分担して担い、効果的な支援が確保されるよう市及び相談支援事業所が関係機関、事業所と連携し、各種サービスの調整を総合的に行う体制の整備を図る

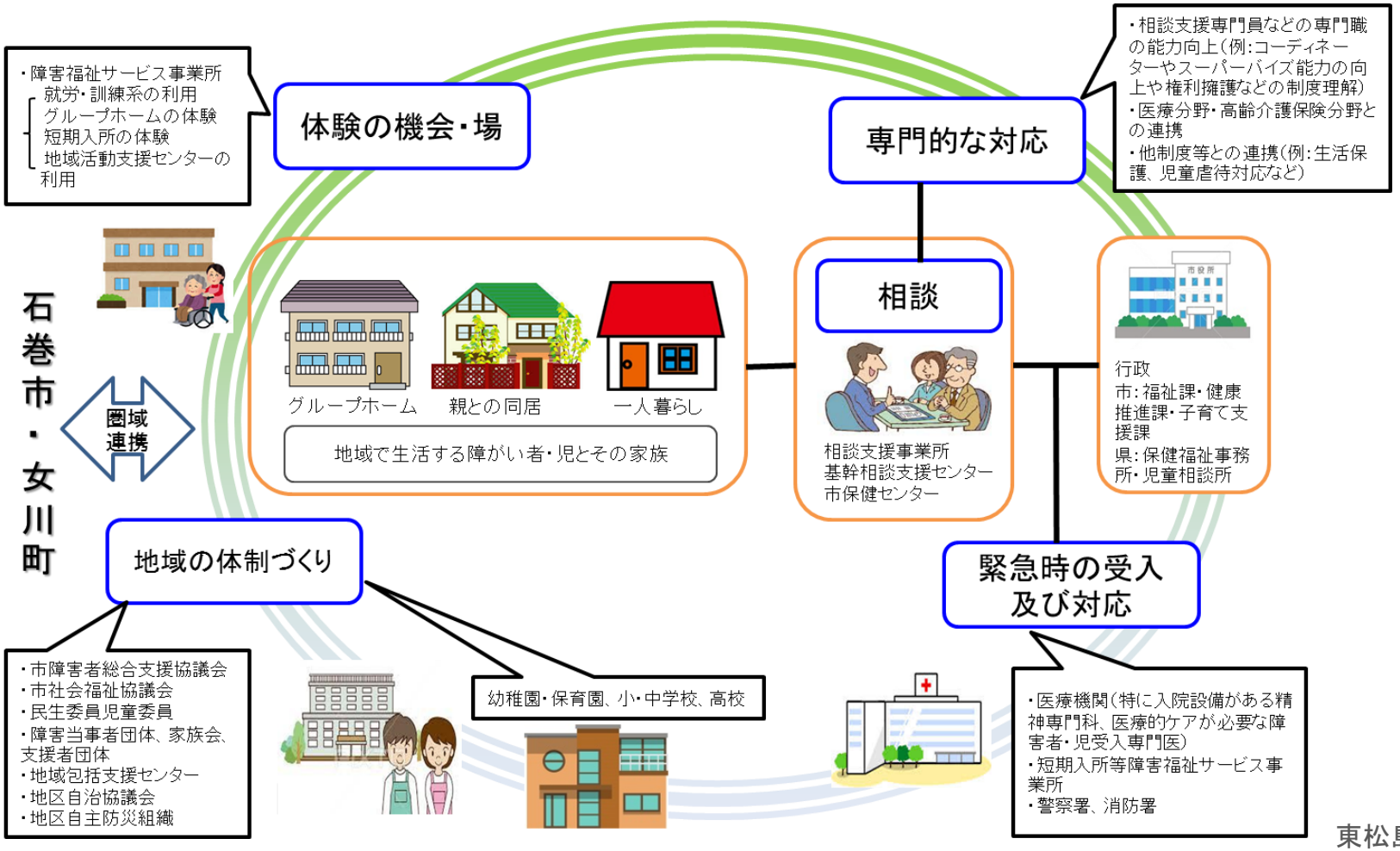

05 地域生活支援拠点等における支援の事例

利用事例
1

事例なし

● 石巻圏域でのスムーズな連携

東松島市内で不足する資源については石巻圏域内で連携できるように、各市町で単独でできるもの、連携でできるものをまとめた上で、不足分の対応策を検討する予定

近年緊急時の連絡は精神障害のケースが多いが、市内に入院のできる精神科病院がないため、近隣市町村の病院で受け入れ体制を構築していきたい

● 緊急時の受け入れ加算が必要

通常の短期入所とは別枠の加算や、相談支援事業所が緊急時に短期入所の受け入れに関わる対応を行った場合の加算などが有効